

半田市議会議長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市議会議長交際費（以下「交際費」という。）の支出基準及び情報の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 交際費は、交際上必要と認められる相手に対し、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限の支出に努めるものとする。

2 交際費の支出区分及び支出内容は、次の表に定めるところによる。

支出区分	支出内容
会費	各種団体等が行う総会、祝賀会、懇親会等への出席に係る経費
慶祝	市政発展に寄与した者又は市議会関係者等の受賞祝、大会祝等に係る経費
弔慰	市政発展に寄与した者又は市議会関係者等の死亡に対する供花、供物等に係る経費
見舞	市政発展に寄与した者又は市議会関係者等の病気に対する見舞い、災害などによる見舞いに係る経費
激励	市政発展に寄与すると認められる団体及び個人に対する激励に係る経費
その他	上記に定めるもののほか、議長が特に支出する必要があると認める経費

(支出状況の公表)

第3条 交際費の支出状況の公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容等（原則として相手先個人名を除く。）
- (4) 支出金額

2 公表は、1か月ごとの支出状況を翌月の末日までに半田市議会ホームページへの掲載により行うものとする。

3 公表は、支出負担行為をした日の属する年度の翌年度から起算して3年間行うものとする。

4 公表しようとする交際費の内容の一部に、半田市情報公開条例（昭和 61 年半田市条例第 6 号）第 6 条の規定により公開することができないものが含まれるときは、当該情報を公表しないものとする。

（その他）

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、交際費の支出及び公表に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和 4 年 8 月 8 日から施行する。
2. この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日以後に支出のあったものについて適用する。